

2019年度 介護職員等処遇改善の取り組みについて (Part2)

(特定処遇改善加算による)

1. 特定処遇改善加算見込み額と賃金改善見込み額

(1) 障害福祉サービス等事業所

特定処遇改善加算見込み額 (収入)	5,389,119 円
賃金改善見込み額	6,060,908 円

(2) 介護保険事業所

特定処遇改善加算見込み額 (収入)	8,348,035 円
賃金改善見込み額	8,570,784 円

2. 賃金改善期間

2019年10月1日 ～ 2020年3月31日

3. 対象要件及び賃金改善内容

Section1

【対象要件】

- ・介護福祉士資格を有し、法人勤続7年以上の介護職員
(※上記要件は毎月1日を基準日とする。)
- ・キャリア正職員及び正職員として勤務する介護職員

【賃金改善内容】

概算月額 23,900 円支給 (内法定福利費 3,900 円)

Section2

【対象要件】

- ・キャリア正職員及び正職員、常勤パート職員 (社会保険加入) として勤務する介護職員

【賃金改善内容】

概算月額 11,400 円支給 (内法定福利費 1,400 円)

Section3

【対象要件】

- ・キャリア正職員及び正職員、常勤パート職員 (社会保険加入) として勤務する相談員 (※制度上年収440万円以上のものは対象外)

【賃金改善内容】

概算月額 11,400 円支給 (内法定福利費 1,400 円)